静岡県立浜松湖北高等学校佐久間分校
いじめ防止等のための基本方針

平成 26 年５月

静岡県立浜松湖北高等学校佐久間分校

（改定　平成 30 年６月）

第１　基本理念といじめ防止等の目標

１　いじめ防止のための基本理念

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

◆子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
◆子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
◆県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

２　本校におけるいじめ防止等の目標

(1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、全生徒がいじめを行わず、いじめ行為を放置しない。
(2) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できる。
(3) 保護者・地域との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

第２　いじめ防止等の基本的な考え方

１　いじめの定義

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団から無視される
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。

いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2　いじめの理解

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・悪口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは１割程度、いじめの経験を全く持たなかった子どもも１割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめる側やいじめられる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3　基本的な考え方

いじめの防止のためには「いじめの未然防止」及び「いじめの早期発見・早期対応」が重要となる。本校では以下の内容の対策を行う。

(1)　いじめの未然防止

いじめが発生した場合、たとえ解決しても生徒たちの心身に大きな傷が残る可能性がある。そのためにもいじめの未然防止が重要である。いじめがいけないことを常に生徒に訴えるのは当然として、学校行事や授業、特別活動など教育活動のあらゆる場面で他人を思いやる心を育成していく。

本校では以下の対策を実施する。

ア　集会・広報用文書での呼びかけ

イ　ＬＨＲでの啓発

ウ　学校行事における良好な人間関係の構築

エ　異世代交流による他者を思いやる心の育成

オ　ボランティア活動・挨拶運動による情操教育

カ　保護者への協力依頼と啓発

キ　教職員研修

(2)　いじめの早期発見・早期対応

いじめが発生した場合、早期に発見をし、適切に対処することが重要となる。そのため、本校では以下の対策を実施する。

ア　ＨＲ活動、授業、部活動など日常的な教育活動での観察を行う。特に配慮を要する生徒については特性を踏まえた支援及び指導を組織的に行う等留意する。

イ　学校行事における観察

ウ　ＨＲ担任による定期的な面接

エ　校内相談室における相談

オ　アンケート調査（「学校からいやなことなくそうアンケート」）の実施

カ　教職員の定期的な情報交換

キ　いじめ及びいじめと疑われる行為を見つけた場合の教職員の情報共有

ク　いじめ対策委員会の設置といじめへの組織的な対応

ケ　いじめた生徒に対する適切な指導、いじめられた生徒への援助、再発防止策の検討

(3)　関係機関・関係者との連携

いじめが発生した場合、学校単独では解決が難しいことが予想されるため、ＰＴＡや警察、カウンセラー、相談機関と日頃から協力関係を築く。

(4)　検証と評価

本校におけるいじめ防止対策に関する目標及び取組計画についての達成状況を校内で検証を行うとともに、コンプライアンス委員会でも検証を行う等、定期的に学校評価としての点検を行い、必要な場合は見直しを行う。

第３　組織の設置

１　いじめ対策委員会の設置

(1)　本校にいじめ対策委員会を設置する。

(2)　委員は、以下のとおりとし、年度ごとに校長が任命する。

校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事、生徒・保健課員、学年主任、養護教諭、その他校長が必要に応じて任命する校内教職員・校外の専門家や関係者

(3)　委員会は、学期に１回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催する。ただし、生徒・保健課会をもって代替することができる。

２　いじめ対策委員会の役割

(1)　いじめ防止のための情報の収集、生徒・教職員への啓発活動の企画立案と実施

(2)　いじめの早期発見のための方策の検討と実施

(3)　基本方針を生徒・保護者に周知する。

(4)　いじめ発生時の事実関係の把握と対処方針の決定と実施

(5)　校内におけるいじめ対策の検証

第４　いじめの防止と早期発見のための年間計画

１　年間計画

月	いじめ未然防止	いじめの早期発見
４月	・ＬＨＲにおける啓発活動 ・「海の村」における啓発活動（１年生） ・校内相談室・外部相談機関の広報 ・携帯電話使用上の注意伝達	・配慮を要する生徒に係る中学校との情報交換 ・生徒との面接による情報収集 ・学年会議における情報交換 ・校内相談室、スクールカウンセラー利用についての周知
５月	・ＰＴＡ総会後の保護者との話し合いにおける啓発活動 ・コンプライアンス委員会による検証	
６月	・学校行事（文化祭・合唱コンクール）をとおして生徒間及び教職員との人間関係の構築 ・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会開催） ・思春期講座における人権意識の向上	・学校行事における生徒の行動の観察 ・「学校からいやなことなくそうアンケート」の実施
７月	・三者面談における啓発活動 ・集会時における講話	・三者面談における相談 ・学年会議における情報交換
８月	・集会時における講話	
９月	・ＰＴＡ地区会における啓発活動 ・学校行事（体育大会）をとおして生徒間及び教職員との人間関係の構築 ・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会の開催） ・校内教職員研修	・生徒との面接による情報収集 ・学校行事における生徒の行動の観察 ・「学校からいやなことなくそうアンケート」の実施
10月	・中学生との異世代交流による他者を思いやる意識の涵養 ・人権講話の開催及び人権についての話し合い	・生徒が自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめの防止に資する活動の取り入れ
11月	・幼稚園児・保育園児との異世代交流による他者を思いやる意識の涵養（１年生） ・学校行事（修学旅行）をとおしての生徒間及び教職員との人間関係の構築（２年生）	・学校行事、園児との交流における生徒の行動の観察
12月	・集会時における講話 ・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会の開催）	・学年会議における情報交換 ・「学校からいやなことなくそうアンケート」の実施
１月	・集会時における講話 ・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会の開催）	・「学校からいやなことなくそうアンケート」の実施

月	いじめ未然防止	いじめの早期発見
２月	・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会の開催） ・コンプライアンス委員会による検証・評価	
３月	・集会時における講話	・学年会議における情報交換
年間	・１部活動１ボランティアによる情操教育 ・生徒会・教職員による挨拶活動による情操教育	・日常の教育活動・ボランティア活動における生徒の観察 ・必要に応じた生徒との面接による情報収集

２　　各種様式

上記の年間計画を実施する際に以下の様式を活用する。

(1)　生徒観察用シート・・「子どもを見つめる（教師の気付き支援シート）・・資料１
静岡県いじめ対応マニュアルより

(2)　学校からいやなことなくそうアンケート（本校作成）　・・・・・・・・・ 資料２

資料１

子どもを見つめる（教師の気付き支援シート）

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。次にあげるのは、子どもからの注意しておきたいサイン例です。これらの視点から、子どもを見つめ、「どうかな」「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、個人面談や様々なチャンネルからの情報収集を行うとともに、学年集団等で情報を共有し、組織的に取り組むことが大切です。

いじめのサイン（観察の視点）

１　朝の会

- □　担任が来るまで廊下で待っている
- □　他の子どもより早く登校する
- □　理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる
- □　担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい
- □　沈んだ表情や緊張した様子をしている

２　授業の開始時及び授業中

- □　一人遅れて教室に入ってくる
- □　授業の始めに用具が散乱している
- □　忘れ物が多くなる
- □　班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない
- □　係などを選ぶ時、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする。
- □　ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる
- □　正しい意見なのに冷やかされる
- □　発表回数が少なくなり、活発さがなくなる
- □　教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる
- □　その子への配布を嫌がる雰囲気がある
- □　実験などの後片付けをいつもやらされている
- □　道具や器具に触らせてもらえず、順番がなかなか回ってこない
- □　音楽の授業で歌えなくなる
- □　内緒話をされている
- □　不自然に机や椅子が離されている
- □　不調を訴え、保健室に行くことが増える

３　休み時間

- □　いつも一人でポツンとしている
- □　笑顔が見られずおどおどしている
- □　特に用事がないのによく職員室に来る
- □　移動教室のとき、荷物を持たされている
- □　プロレスごっこなどでやられている
- □　保健室や相談室に来る回数が多くなる
- □　授業が始まっても教室に戻りたがらない

４　給食・掃除時

- □　給食を食べない、食欲がない
- □　配膳を嫌がられている
- □　一人黙々と清掃しているが、表情が暗い
- □　机や椅子が運ばれずに、放置されている

５　帰りの会

- □　持ち物がなくなったと、よく訴えに来る
- □　泣いている、または机に伏せたままでいる
- □　自分の持ち物でないものを机やロッカーに入れられている

６　委員会・係活動

- □　皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている
- □　一人で離れて仕事をしている
- □　無理に役員を押し付けられる

７　部活動・クラブ活動

- □　参加しないことが多く、表情も暗い
- □　辞めたいなどの訴えがある
- □　一人だけで、大変な仕事（準備や片付け）をやらされている
- □　道具を隠される
- □　練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている

【資料２】・・学校からいやなことなくそうアンケート

「学校生活から嫌なことをなくそう」アンケート

生徒・保健課

（　　）ＨＲ　　男子　・　女子

アンケートの目的 ○　佐久間分校内からいじめをなくす。 ○　他人からの言動で辛い思いをしている人をなくす。 ○　いじめに対する意識を調査する。 あなたの感じているままを素直に回答してください。 内容は今年度のことを記入してください。 個人のプライバシーについての秘密は守られます。

①　あなたは自分用の携帯電話を持っていますか？持っている人はその種類と持った時期に○を付けてください。

持っていない　・　持っている

→　種類　スマートフォン・それ以外

時期　小学生・中１・中2・中3・高校入学時・高1・高２・高3

②　あなたはどのようなサービスを利用していますか？

LINE　・　Twitter　・　Instagram　・　Facebook　・　ネットゲーム　・

その他（　　）

③『午後９時～午後１１時は携帯電話を使用しない』というルールを守れていますか？

○を付けその理由を記入する。

確実に守れている　・　まあまあ守れている　・　あまり守れていない　・　まったく守れていない

理由：

④ あなたは、掲示板などで佐高生が傷つく内容（または、問題と思われる内容）を見たことがありますか？見たことがある人はどこのサイトでどのような内容だったか教えてください。

あ　る　・　な　い

内容：

⑤ あなたは、友人から何か言われたり何かされたりして、嫌な思いをしたり困ったりしていることがありますか。

あ る ・ な い

内容：

⑥ あなたは、先生から何か言われたり何かされたりして、嫌な思いをしたり困ったりしていることがありますか。

あ る ・ な い

内容：

⑦ あなたの考えるいじめの基準は何ですか？　例：人を殴るといじめだと思う。

基準：

⑧ あなたの周りで、いじめと思われる行為を見たことがありますか？

あ る ・ な い

内容：

⑨ あなたは現在、他人からいじめと思われる行為、発言をされていますか？

い る ・ いない

内容：

⑩ あなたは相談のできる相手がいますか。

い る ・ い な い

⑪ 学校生活で気になることなどはありますか。（自由記述）

第５　いじめに対する措置

１　指導の手順

対応の手順	事　　項
いじめ発覚	いじめについては早期発見に努めるよう心掛ける。いじめを発見または相談を受けた場合は、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を怠ることがないようにする。保護者からの連絡等により発覚する場合もある。
↓	
初期対応	いじめの状況が認められた場合、直ちに学年主任・生徒指導主事・教頭・副校長・校長に報告をする。校長は、第１報を県教委に報告をする。
↓	
実態調査	ＨＲ担任は、関係する教職員と連携をして、いじめを訴えた生徒・訴えられた生徒に対して交友の実態・言い分・意識等について聴取してその全容を明らかにし、詳しい調書を作成する。調書には日時分を順を追って克明に記録をする。その際、被害を訴えた生徒の心情には気を配り、全てを汲み取り理解するよう最大の努力をする。実態が判明したら保護者と面談をして事実関係の説明と確認を行う。管理職は、県教委と連絡をとり、必要に応じて調書を提出する。
↓	
委員会審議	いじめ対策委員会において、いじめの実態の分析・考察・原因・今後の指導の在り方・指導体制・保護者への協力要請等について審議をする。必要に応じて外部機関との連携・指導の要請を行う。
↓	
職員会議	いじめ対策委員会の審議内容を職員会議で説明をし、全教職員の共通理解を図る。
↓	
保護者連絡	職員会議での決定事項を保護者に連絡をし、指導への協力を要請する。
↓	
事実関係の公表	重大事態の場合、県教委と連絡を取った上で管理職がマスコミへの公表を行う。
県教委への報告	事故報告書を作成して県教委に提出をする。
再発防止	いじめ対策委員会で再発防止策を検討する。
いじめ解消	いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでおり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされている必要がある。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にりえることを踏まえ、継続して日常的に注意深く観察する。

第６　重大事態への対処

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

(1)　学校の設置者又は学校による対処

ア　重大事態のケース

重大事態とは、以下のような場合をいいます。

(ｱ)　いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・子どもが自殺を企図した場合　　・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合　　等

(ｲ)　欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできません。

イ　重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は学校の設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。

調査は、網羅的明確に行い、調査方法は、子どもや教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などが考えられます。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

ウ　情報の提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

エ　設置者の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、学校の設置者は必要な指導及び支援を行います。

また、県立学校に係る調査において、県教育委員会が調査の主体となる場合には、県教育委員会の附属機関が調査を実施することが考えられます。その際、公平性・中立性の確保について配慮します。

オ　報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

(2)　県立学校に係る対処

ア　知事への報告

県立学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会の判断のもと、その旨を知事に報告します。また、調査結果についても同様に報告します。

イ　再調査

報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができます。

ウ　調査結果に対する措置

・知事は、調査を行った場合、その結果を議会に報告しなければなりません。

・知事、県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

・必要な措置としては、県教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等、警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方法が考えられます。知事部局においては、必要な教育予算の確保や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。